平成２４年（フ）第２８１号
群馬県伊勢崎市太田町282番地１
債務者　髙井　英和
１　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０５号
群馬県前橋市富士見町石井1991番地１
債務者　樺澤　敏美
１　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１５号
群馬県渋川市赤城町長井小川田502番地１
債務者　石田　　円（旧姓丸山）
１　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５９２号
埼玉県越谷市花田４丁目２番地11　ルネッサ越谷203
債務者　小松　篤司
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５９３号
埼玉県越谷市花田４丁目２番地11　ルネッサ越谷203
債務者　小松　郁子（旧姓森本）
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５９４号
埼玉県北葛飾郡松伏町松葉１丁目６番地12ハイカム21　Ｂ105号、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏396番地19
債務者　吉田　吉二
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９９４号
千葉県浦安市富士見２丁目５番16―203号ローズマンション
債務者　谷　　由介
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４１号
千葉県八千代市八千代台西４丁目３番地２
債務者　山崎　律子
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４７号
千葉県習志野市東習志野５丁目１番11号ローズガーデン207号
債務者　香川　大八
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４９号
千葉県船橋市高根台２丁目２番12棟605号
債務者　川崎佳久子
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６３号
千葉市花見川区千種町343番地　サンビレッジ花見川Ｉ棟202号室
債務者　江原　洋行
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１４号
千葉市稲毛区長沼原町769番地11　ハピネスⅡ番館102号
債務者　川村　哲也
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１７号
千葉市緑区あすみが丘５丁目33番地１
債務者　鈴木　一秋
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２０号
千葉県市川市八幡２丁目７番３号
債務者　益子　丈資
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２６号
千葉県市原市五井2060番地１　ネオパストラル51Ａ―201
債務者　齊藤　竜市
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３７号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区13棟410号
債務者　遠藤クリスティンこと遠藤クリスティンイザベルこと遠藤クリスティンイサベルこと遠藤クリスティーンイザベルこと　ＥＮＤＯ　ＣＨＲＩＳＴＩＮＥ　ＩＳＡＢＥＬ　ＣＥＬＩＳ
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５６号
千葉県船橋市大穴北２丁目22番39号
債務者　渋沢　　愛
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係